

# 九州栄養福祉大学 成績考査規程

## 1. 総 則

第1条 本学は学則第15条に基づいて、成績考査規程を設ける。

第2条 成績考査については、学則第10条・第11条・第14条・第24条およびこの成績考査規程の定めるところによる。

## 2. 単位の認定

第3条 (認定方法)

1. 単位の認定は、試験（含む実技試験）、レポート、実習製作（教材）の提出により、合格したのものには、その授業科目の所定の単位を与える。
2. 通年科目は原則として、各学期の成績を平均して評価を行う。

第4条 (単位不分割)

通年科目の単位の分割は原則として認めない。

第5条 (成績評価の基準)

成績の評価は点数をもってするが、本人及び保護者への成績通知には秀・優・良・可・不可の評語をもってする。

秀	90 ~ 100
優	80 ~ 89
良	70 ~ 79
可	60 ~ 69
不可	59 以下

1点未満の端数があるときは、四捨五入による。

## 3. 試 験

第6条 (受験資格の喪失)

次の各号のいずれかに該当する場合は試験を受けることができない。

1. 欠席時数が授業時数の3分の1以上にわたるもの。
2. 所定の期日までに授業料その他納入金および聴講料を完納していないとき。  
但し、やむをえない事由のあるものは、所定の手続き（授業料その他納入金延期願）により許可を受けなければならない。
3. 受験中に学生証を所持していないとき。
4. 試験開始後20分以上遅刻したとき。

第7条 (不正行為者の取扱い)

受験中に不正行為を行ったものに対しては、その試験科目を無効とする。

なお教授会においてそのあとの処置を講ずる。

#### 第 8 条 (試験場における心得)

試験場においては、次の各号を守らなければならない。

1. 試験入場者の棄権は認めない。但し、急病その他やむをえないと認められる場合は、監督者は、答案提出をもとめて許可することがある。
2. 発言を要する場合は必ず監督者の許可を得ること。
3. 試験開始後 30 分を経過しない場合は退場することはできない。
4. 試験場においては許可された物以外は一切所持することはできない。
5. 一度提出した答案は理由の如何に拘らず返付しない。
6. 試験場においては許可なく物品の貸借をしてはならない。
7. 学生証を机におき、監督者に明示する。なお、追・再試験の場合、学生証のほかに受験票を机上に提示すること。

### 4. 追試験および再試験

#### 第 9 条 (追試験)

1. 病気その他やむをえない事由により、受験することができないものは、所定の願書(欠試験・追試験)に医師の診断書又は事由証明書を添え、当該試験日より 5 日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出し、許可を得なければならない。
2. 前号に該当しない事由により受験しなかった場合については、願出により試験を行うことがある。その場合には再試験扱いとする。
3. 追試験は学期試験終了後 1 回だけ行う。
4. 追試験の得点は 90 点を限度とする。ただし情状によりこの制限を免除し、または緩和することがある。

#### 第 10 条 (再試験)

1. 試験の結果、不合格となった科目については、本人の願出により、再試験を行うことがある。
2. 再試験の願出は、成績発表後 5 日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出しなければならない。
3. 試験にかわるレポートを提出期限までに許可なく提出しないものは、猶予期間を 3 日とする。猶予期間中に提出する場合の取扱いは再試験に準ずる。
4. 教材の提出最終日は各学期の終りとする。(定期試験期日の最終日より一週間後の日までとする)  
提出期限までに許可なく提出しないものは、猶予期間を 3 日間とする。猶予期間中に提出する場合の取扱いは再試験に準ずる。
5. 再試験にも単位が認定されない場合は再履修することを原則とする。
6. 再試験の得点は原則として可とする。

第 11 条 （追・再試験の受験料）

1. 追試験の受験料は 1 科目について、1,000 円とする。再試験の受験料は 1 科目について 3,000 円とする。ただし、既納の追・再試験受験料は返還しない。
2. 全科目の追試験を受けるものに対しては、教授会の議を経て受験料の総金額について考慮されることがある。
3. 学外実習による追試験料は免除とする。
4. 学校安全保健法 第 19 条（出席停止）による追試験料は免除とする。

5. そ の 他

第 12 条 試験の結果、合格点を得た科目は、再履修することができない。

第 13 条 卒業延期者の授業料その他納入金は、卒業の認定された日の属する納付期の方はこれを徴収する。

第 14 条 卒業単位を修得したもので、栄養士免許証修得のための単位を必要とするものは、科目等履修生扱いとする。

附 則

1. この改定規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。